

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ

下野市

助成金・給付金等の詳細については各問い合わせ先にご確認ください。

この表は、国、県、市の支援制度等の主なものをまとめたものであり、全ての助成金・給付金等を網羅するものではありません。

(令和2年5月14日現在)

区分	こんな時は	制度名	概要	条件等 (※詳細はお問い合わせください)	問い合わせ先	
個人生活支援	一律給付	特別定額給付金	給付対象者1人につき10万円を給付	4月27日時点で本市の住民基本台帳に記録されている方 ※申請期限:8月17日(月)	特別定額給付金給付班 32-6966	
	児童手当対象者に一律給付	子育て世帯への臨時特別給付金	1万円/児童手当対象児童1人	4月分の受給者、または3月に年齢要件等により受給資格が消滅した受給者(所得超過の方は対象外)	こども福祉課 32-8903	
	休業や失業等による収入の減少のため日常生活の維持が困難	貸付	生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付	10万円以内 特に必要と認められる場合は20万円以内	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(1世帯につき1回の申込み)	下野市社会福祉協議会 43-1236
			生活福祉資金(総合支援資金(生活支援費))特例貸付	単身世帯:月15万円以内 2人以上世帯:月20万円以内 貸付期間:原則3か月以内	失業等による収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(1世帯につき1回の申込み)	
		住居確保給付金	家賃額(上限額:生活保護住宅扶助基準額)	離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失または喪失するおそれのある方	社会福祉課 32-8901	
	小中学校等の臨時休業により昼食費や家庭学習のための教材費の負担が増えた	給付	小中学生応援支援金	1万円/小中学生等1人	5月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている小中学生等の保護者の方	学校教育課 32-8918
	経済的な理由により、就学の継続が困難	貸付	修学支援金	5万円/人	下野市奨学金貸付条例により奨学金の貸付を受けている奨学生	教育総務課 32-8917
			緊急在学奨学生奨学金(下野市奨学金貸付条例)	(無利子貸付) 高校生 月額2万円 大学生 月額3万円 月額4万円 月額5万円	家計に著しい影響を受け、経済的な理由により就学が困難な学生で下野市奨学金貸付条例による資格要件を満たす方	
	税金(保険料)が払えない	猶予	徴収猶予	猶予期間:1年以内	次のいずれかに該当する場合 ・災害等により財産に相当な損失が生じた場合 ・本人または家族が病気にかかった場合 ・事業を廃止し、または休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合	税務課 32-8893
			徴収猶予の特例制度	市税等の徴収猶予 猶予期間:1年間 担保不要 延滞金なし	事業等の収入に減少があり、納付が困難である納税者・特別徴収義務者 ・2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期比20%以上の減少	
		減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合 ・死亡または重篤な傷病を負った世帯 ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年の30%以上の減少が見込まれ、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること等	
	その他の生活支援	販売	プレミアム付き下野市共通商品券	プレミアム商品券の販売 プレミアム率20% (1万円が1万2千円分)の商品券	1万2千円分を1万円で販売 ※6月中旬頃事前申し込み	商工観光課 32-8907 石橋商工会 53-0463 下野市商工会 44-0202
しもつけエール飯			テイクアウトや出前に対応しているお店を特設ページ「しもつけエール飯」で紹介	特設ページ イシロー(石橋商工会) https://ishilo.com/yell/ しもステ(下野市商工会) https://www.shimotsuke-station.com/pickup/yell		

裏面もご覧ください

区分	こんな時は	制度名	概要	条件等 (※詳細はお問い合わせください)	問い合わせ先	
事業者の休業補償等	従業員に休業してもらった	雇用調整助成金(コロナ特例)	1日あたり8,330円/人(上限) 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	事業活動を縮小し、従業員に休業してもらった事業主	ハローワーク小山 22-1524 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999	
	子どもの休校を理由に、仕事を休まざるを得なくなった従業員がいる	小学校休業等対応助成金(労働雇用者向け)	1日あたり8,330円/人(上限)	臨時休校により子どもをみるために仕事を休まざるを得なくなった従業員に有給休暇を取得させた事業主	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター 0120-60-3999	
	子どもの休校を理由に、仕事を休まざるを得なくなった個人事業主	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向向け)	1日あたり4,100円/人(定額)	臨時休校により子どもをみるために仕事を休まざるを得なくなった個人事業主		
	要請に応じて休業した	給付	新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金	1事業者30万円(最大)	4月21日から5月6日まで休業した事業者	栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター 028-680-7145
				1事業者5万円	5月11日から17日まで休業した事業者	下野市 商工観光課 32-8907
	売上が減少した	給付	持続化給付金	昨年1年間の売上からの減少分 法人:200万円上限 個人事業主:100万円上限	売上が前年同月比で50%以上減少した事業者	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
小規模事業者等事業継続緊急支援金			1事業者10万円	売上が前年同月比で減少し、国の持続化給付金を受給していない事業者	下野市 商工観光課 32-8907	
補助		飲食物等宅配代行利用支援補助金	飲食店等が宅配代行業者を利用する際にかかる料金を補助 補助額:宅配料の2分の1(上限:1回につき750円まで)	宅配や出前でタクシー会社による宅配代行サービスを利用した飲食店等 ※宅配代行サービス事業者 小金井タクシー(44-0120) 石橋タクシー(53-2257)		
事業者の資金繰り等	資金繰りのため、融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症経営安定化資金	融資額:1,000万円 信用保証料:全額補助	売上が減少した事業者	栃木県 経営支援課 028-623-3181	
		新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	融資額:8,000万円	売上高が前年同月比3%以上減少し、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みである事業者		
		新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金	融資額:3,000万円 ※民間金融機関における実質無利子融資	売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者		
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小事業:3億円 国民事業6,000万円 ※実質無利子融資	直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少した事業者		日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
		小規模事業者経営改善資金	融資額:別枠1,000万円	直近1か月の売上高が前年または前々年の同月比5%以上減少している事業者		
	給付	新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給金	県や市等の対象借入資金について事業者が負担した利子相当額(資金の借り入れから3年間)	・下野市新型コロナウイルス感染症経営安定化資金 ・栃木県新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 ・特例措置により借り入れる小規模事業者経営改善資金	下野市 商工観光課 32-8907	
		融資	農林漁業セーフティネット資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 経営体育成強化資金 農林漁業施設資金	貸付当初5年間の実質無利子化及び実質無担保での融資	売上減少により経営に影響を受けた農業者	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 または宇都宮支店 028-636-3901
	福祉貸付事業		融資限度額:なし(無担保貸付:6,000万円)	やむなく施設の一部または全部を停止しているため収益が減少している、または、減少が見込まれる社会福祉法人等の事業者	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 フリーダイヤル:0120-343-862 または 03-3438-0207	
中小事業者等	軽減	中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を軽減【軽減期間】令和3年度課税の1年分限り【軽減率】事業収入の減額により1/2または全額	2月から10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入が減少した中小事業者 ※認定経営革新等支援機関等の確認を受ける必要があります。	税務課 32-8893	

新型コロナウイルス感染症が疑われる時は？

栃木県新型コロナウイルスコールセンター 24時間対応 0570-052-092